

# 固定資産現所有者申告書 兼 相続人代表者指定届について

## 1 手続きの概要

(固定資産現所有者申告書とは)

固定資産(土地・家屋)の所有者が亡くなられた場合、相続登記が完了するまでの間、当該固定資産の現所有者(一般的には相続人)が納税義務者となります。該当する方は、現所有者であることを知った日の翌日から6ヶ月を経過した日までに、申告していただくものです。(地方税法第384条の3、河津町税条例第74条の3)

※申告の有無に関わらず、各相続人は連帯して納税義務を負うことになります。

(相続人代表者指定届とは)

被相続人の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を相続人の中から定め、届け出ていただくものです。(地方税法第9条の2第1項)

## 2 提出書類

- ・固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届
- ・相続の事実がわかる書類(戸籍謄本や遺産分割協議書の写し) ※お持ちの場合

※相続登記が既に完了している場合は、申告書を提出する必要はありません。

※相続放棄をされた場合は申告の必要はありませんが、「相続放棄申述受理通知書」の写しを提出してください。

## 3 提出における注意事項

- ・この申告により相続が確定するものではありません。相続登記の手続きは、別途法務局(河津町管轄：下田支局 0558-22-0534)で行う必要があります。また、未登記家屋を相続した場合は、町へ未登記家屋名義変更届を提出する必要があります。
- ・相続登記が完了したときは、提出された申告書の効力はなくなります。
- ・未納がありますと、代表者の方に督促状等が届く場合があります。

(提出先・お問い合わせ先)

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中 212-2

河津町役場町民生活課税務係 電話：0558-34-1928